平成２２年（フ）第１７１号
三重県津市河芸町千里ヶ丘73番地４　県営Ｒ９―401
債務者　髙橋　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７４号
三重県津市片田井戸町221番地１
債務者　下岡　正人
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７６号
三重県鈴鹿市磯山３丁目３番５号
債務者　神原　一能
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８２号
三重県津市香良洲町6153番地２
債務者　山川　稲子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３６号
神戸市長田区一番町５丁目１番地の１市住７―603号
債務者　田中あき保
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９７号
神戸市北区東大池２丁目４番30号、従前の住所神戸市北区大原３丁目６番地の１
債務者　黒田　幸江
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３２号
神戸市垂水区王居殿２丁目10番２―101号、従前の住所神戸市兵庫区永沢町４丁目４番18号
債務者　三浦さとみ
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６７号
神戸市長田区長尾町２丁目４番24号長尾コーポ101号
債務者　松本　邦吉
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６８号
神戸市長田区長尾町２丁目４番24号長尾コーポ101号
債務者　松本　文子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８８号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住11―461号
債務者　瀬川　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５４号
神戸市中央区海岸通４丁目５番16号五十川第一ビル201号
債務者　小西　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目24番16―507号
債務者　中野　泰宏
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２５８号
兵庫県宝塚市花屋敷荘園４丁目２番13号、前住所兵庫県神戸市西区竹の台６丁目６番地５―406号
債務者　ＴＭ設備設計こと　西川　正信
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２５９号
兵庫県宝塚市花屋敷荘園４丁目２番13号
債務者　西川裕美こと　康　　裕美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０６号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目536番地
債務者　木下　憲幸
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
鳥取県鳥取市瓦町515番地９、旧住所鳥取県米子市東福原２丁目６番15号
債務者　三浦　　学
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２８号
鳥取県鳥取市湯所町２丁目328番地　マンションデルフィール202号、旧住所鳥取県鳥取市江津188番地１　ビーロードＥＺＵ101号
債務者　大**乗**　義和
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　鳥取地方裁判所民事部